

第七部

第一回参議院厚生委員会會議録第三十号

(六一五)

付託事件

- 食肉統制價格撤廃に関する陳情(第二号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 都市官公廳職員的生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 國民健康保險金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉イキ君発議)(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)
- 國民健康保險組合の振作促進に関する陳情(第五十五号)
- 國民健康保險制度の更生に関する請願(第八十二号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)
- 最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)
- 生活協同組合法の制定に関する請願(第四百十三号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百十六号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百五十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第四百七十九号)
- 生活協同組合法の制定に関する陳情(第二百七十五号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百一十一号)
- 社会保険制度の一元化に関する陳情(第三百三十三号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百五十九号)
- 教員勤務地手当増額等に関する陳情(第三百六十四号)
- 生活協同組合法案に関する陳情(第三百八十三号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百九十四号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第三百九十五号)
- 優生保護法案(衆議院送付)
- 乳肉衛生行政を農林省に一元化することに関する請願(第二百九十九号)
- 産児制限に関する陳情(第四百三十三号)
- 産児制限に関する請願(第三百五十五号)
- 職業補導特別施設の整備強化に関する請願(第三百六十一号)
- 丸山トノヘル爆発による被害者救助に関する陳情(第四百四十三号)
- 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情(第四百四十六号)
- 國立療養所高山荘の完備並びに運営に関する陳情(第四百六十六号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第四百七十四号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第五百十二号)
- 星塚敬愛園入園患者生活擁護に関する陳情(第五百十八号)
- 鍼灸師法制定に関する請願(第四百三十三号)
- 國立遺傳學研究所設立に関する請願(第四百四十三号)
- 治療師の開業試験等に関する陳情(第五百三十一号)
- 盲人の鍼灸術を存続することに関する請願(第四百七十七号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第五百五十五号)
- 鍼灸師法制定に関する請願(第四百八十五号)
- 鍼灸師法制定に関する請願(第五百三十三号)
- 鍼灸師法制定に関する請願(第五百三十三号)
- 生活協同組合法の制定に関する請願(第五百二十六号)
- 國立病院及び國立療養所改善に関する請願(第五百三十三号)
- 盲学生に対する鍼灸術存続に関する請願(第五百七十九号)
- 盲人の鍼灸術を存続することに関する請願(第五百八十二号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第五百八十九号)
- 炭鉱労働者の福利施設拡充に関する陳情(第六百号)
- 教員の恩給増額に関する陳情(第六百一十一号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第六百七十七号)
- 遺族の待遇に関する請願(第六百七十七号)
- 生活協同組合法制定に関する請願(第六百七十四号)
- 生活協同組合法制定反対に関する請願(第六百二十七号)
- 鹿児島縣に國立眼研究所を設置することに関する陳情(第六百二十二号)
- 食品衛生法案(内閣送付)
- あんま、はり、きゆう、柔道整復等營業法案(内閣送付)
- 本日の會議に付した事件
- 食品衛生法案
- あんま、はり、きゆう、柔道整復等營業法案
- 國立遺傳學研究所設立に関する請願(第四百四十三号)
- 盲人の鍼灸術を存続することに関する請願(第四百七十七号)(第五百八十二号)
- 鍼灸師法制定に関する請願(第四百八十五号)(第五百三十三号)(第五百三十三号)
- 鍼灸師法制定に関する請願(第四百三十三号)
- 盲学生に対する鍼灸術存続に関する請願(第五百七十九号)
- 炭鉱労働者の福利施設拡充に関する陳情(第六百号)
- 教員の恩給増額に関する陳情(第六百一十一号)
- 食品衛生法案
- あんま、はり、きゆう、柔道整復等營業法案
- 委員(塚本重蔵君) これより委員会を開会いたします。此の機会に医療制度調査に関する小委員会の審議の結果報告を求めます。
- 藤澤眞治君 当小委員会の請願審査の結果を御報告申し上げます。請願第四百四十三号、國立遺傳學研究所設立に関する請願、請願第四百七十七号、盲人の鍼灸術を存続することに関する請願、請願第四百八十五号、鍼灸師法制定に関する請願、請願第五百三十三号、鍼灸師法制定に関する請願、請願第五百三十三号、鍼灸師法制定に関する請願、請願第五百三十三号、鍼灸師法制定に関する請願、右五件の請願は、いづれも議院の會議に付し、且つ内閣に送付するを要するものと決定いたしました。次に、請願第四百三十三号、鍼灸師法制定に関する請願、右の請願は内容において遺憾の点がありますので、議院の會議に付するを要しないものと決定いたしました。右御報告申し上げます。
- 委員(塚本重蔵君) 右の小委員長報告通り決定いたしました。御異議ございませんか。
- 委員(塚本重蔵君) 御異議ないことを認めさせていただきます。次に、請願第五百七十九号、盲学生に

対する鍼灸術存続に関する請願を問題に供します。速記を止めて……

○委員(塚本重蔵君) 速記を始め……、本請願は議院の會議に付し、且つ内閣に送付するを要するものと決定いたしました。御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。ではさう決定いたしました。

次に、請第五百八十二号、盲人の鍼灸術を存続することに関する請願を問題に供します。速記を止めて……

○委員(塚本重蔵君) 速記を始め……、右請願は議院の會議に付し、且つ内閣に送付するを要するものと決定いたしました。御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。

次に、陳第六百号、炭酸労働者の福利施設拡充に関する陳情を問題に供します。速記を止めて……

○委員(塚本重蔵君) 速記を始め……、本陳情は議院の會議に付し、且つ内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

次に、陳第六百一十号、教員の恩給増額等に関する陳情を問題に供します。速記を止めて……

○委員(塚本重蔵君) 速記を始め……、右の陳情は議院の會議に付し、且つ内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

○委員(塚本重蔵君) 速記を始め……、右の陳情は議院の會議に付し、且つ内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

定いたしました。御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。この際厚生大臣より食品衛生法の提案理由の説明を求めます。

○厚生大臣(一松定吉君) 只今議題となりました食品衛生法案について、提案の理由を説明いたします。

從來食品衛生に関する取締は、明治三十三年法律第十五号(飲食物その他の物品取締に関する法律)を基本として行なつて来たのであります。

が、この法律は、その第一條に「販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供スル若ハ營業上使スル飲食器、割ぼう具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上ノ危害ヲ生ズル虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、授與若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得」と規定するのみで、その取締の詳細な規定を命令に委任しているのであります。

この委任を受けて、牛乳營業取締規則、清涼飲料水營業取締規則、水雪營業取締規則、人工甘味質取締規則、有害性着色料取締規則、飲食物防腐劑漂白劑取締規則、飲食物器具取締規則、メチルアルコール取締規則等一連の省令及びこれに基く地方命令が制定せられまして、從來食品衛生取締の実施に當つて来たのであります。

が、これらの命令の内には、右法律に基礎を置かざる部分も含まれておりまして、それらの條項は、昭和二十二年法律第七十二号(日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律)の規定によりまして、本年十二月三十一日を限りその効力を失ふこととなるのであります。

従いまして本年中に是非とも明治三十三年法律第十五号を改正して右のような規定も法律に根拠を置くようにする必要が生じた訳であります。加うるに現下の食糧事情及び日常の食品衛生の現況は更に総合的な取締指導を必要とする状態にありまして、ここに本食品衛生法案を提出するに至つた次第であります。

次にこの法律案の内容が大体を申し上げますと、先ず第一に食品、添加物について、腐敗し若くは変敗したもの又は有害、有害なもの等、人の健康を害する虞のあるもの更に化学的合成品並びにこれを含む製劑及び食品を販賣し、又は販賣しようとして製造加工、調理、使用すること等を制限いたしました。

營業上使用する器具、容器、包装につきましても有害、有害で人の健康を害する虞のあるものにつきましても、販賣することと販賣するために製造すること及び營業上使用することを制限いたしましたのであります。

更に、食品、添加物、器具又は容器、包装につきましても、公衆衛生の見地から必要な基準規格を定めることいたしました。

飲食物に起因する衛生上の危害を防止しようとするものであります。

第二に、公衆衛生上必要な標示を製品検査、その他監督上必要な規定をいたしました。

不良な食品、添加物、器具又は容器、包装の掃却し、國民が安心して食品を入手できるようにいたしましたのであります。

第三に、營業の許可並びに營業の施設に関する規定をいたしました。

飲食店營業その他公衆衛生に與える影響が著しい營業につきまして、その施設の基準を定めることと、この基準と合致するものにつきまして、許可をしようとするものであります。

一定の標準に達した施設による營業によつて飲食による危害を防止しようとするものであります。

第四に、食品衛生委員会に関する規定を設けまして、厚生大臣又は都道府縣知事の諮問機關といたしまして、民間の意見を強く食品衛生行政面に反映させようとするものであります。

食品衛生法案の内容とすると、この防止だけでなく、公衆衛生の向上と増進を図ろうとするものであります。

何卒御審議の上速かに可決せられんことを御願いたします。

○委員(塚本重蔵君) 續いて本日當委員會に付託されました、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案の提案理由の説明を求めます。

○厚生大臣(一松定吉君) 只今議題となりましたあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案について、その提案の理由を説明いたします。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復及び医療類似行為に関する現行の法規でありまして、この明治四十四年内務省令第十号(按摩術營業取締規則)、明治四十四年内務省令第十一号(鍼灸術營業取締規則)、昭和二十一年厚生省令第四十七号(柔道整復術營業取締規則)、昭和二十一年厚生省令第二十八号(按摩術營業取締規則)、鍼灸術營業取締規則及び柔道整復術營業取締規則の特例に関する省令)及び昭和二十二年厚生省令第十一号(医療類似行為をなすことを業とする者の取締に関する省令)は何れも昭和二十二年法律第七十二号(日本國憲法施行の際現に効力を

有する命令の規定の効力等に関する法律)第一條の規定によつて、本年十二月末日限りその効力を失いますので右省令に代えて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等の營業に関する法律を制定する必要があるのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

以下にこの法律案の内容の大略を申し上げますと、先ず第一に、これらの施設を業として行おうとする者は、必ず都道府縣知事の免許を受けなければならぬこととし、且つ免許は公認の學校又は養成施設を卒業した上、都道府縣知事の行方試験に合格した者でなければ與えられないこととしております。

これは若も人体の疾病健康に関する業務は、一定の學術技能を修めたるでなければこれを行ひ得ないものとするが、保健衛生上絶対に必要でありまして、従来とも同様の免許制度を採つて参つたのであります。

この際免許を受ける資格の程度を従来よりも相当引上げまして、これらの者の素質の向上を図ることとしたのであります。

第二に、免許は一定の欠格條件に該当する者に対しては、これを與えないこととしてあります。

即ち精神病にかかつている者には免許を與えないこととし、又傳染病にかかつている者若くは業務に關し犯罪若くは不正の行為があつた者等であつて、業務を行ふに適しない者に対しては、同様に免許を與えないこととして、直接間接に施設の内容及びこれらの者の素質の向上をはかつております。

第三に、業務に関する規定として、これらの者は、外科手術、藥品の

有する命令の規定の効力等に関する法律)第一條の規定によつて、本年十二月末日限りその効力を失いますので右省令に代えて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等の營業に関する法律を制定する必要があるのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

有する命令の規定の効力等に関する法律)第一條の規定によつて、本年十二月末日限りその効力を失いますので右省令に代えて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等の營業に関する法律を制定する必要があるのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

以下にこの法律案の内容の大略を申し上げますと、先ず第一に、これらの施設を業として行おうとする者は、必ず都道府縣知事の免許を受けなければならぬこととし、且つ免許は公認の學校又は養成施設を卒業した上、都道府縣知事の行方試験に合格した者でなければ與えられないこととしております。

これは若も人体の疾病健康に関する業務は、一定の學術技能を修めたるでなければこれを行ひ得ないものとするが、保健衛生上絶対に必要でありまして、従来とも同様の免許制度を採つて参つたのであります。

この際免許を受ける資格の程度を従来よりも相当引上げまして、これらの者の素質の向上を図ることとしたのであります。

第二に、免許は一定の欠格條件に該当する者に対しては、これを與えないこととしてあります。

即ち精神病にかかつている者には免許を與えないこととし、又傳染病にかかつている者若くは業務に關し犯罪若くは不正の行為があつた者等であつて、業務を行ふに適しない者に対しては、同様に免許を與えないこととして、直接間接に施設の内容及びこれらの者の素質の向上をはかつております。

第三に、業務に関する規定として、これらの者は、外科手術、藥品の

有する命令の規定の効力等に関する法律)第一條の規定によつて、本年十二月末日限りその効力を失いますので右省令に代えて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等の營業に関する法律を制定する必要があるのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

以下にこの法律案の内容の大略を申し上げますと、先ず第一に、これらの施設を業として行おうとする者は、必ず都道府縣知事の免許を受けなければならぬこととし、且つ免許は公認の學校又は養成施設を卒業した上、都道府縣知事の行方試験に合格した者でなければ與えられないこととしております。

これは若も人体の疾病健康に関する業務は、一定の學術技能を修めたるでなければこれを行ひ得ないものとするが、保健衛生上絶対に必要でありまして、従来とも同様の免許制度を採つて参つたのであります。

この際免許を受ける資格の程度を従来よりも相当引上げまして、これらの者の素質の向上を図ることとしたのであります。

第二に、免許は一定の欠格條件に該当する者に対しては、これを與えないこととしてあります。

且つ内閣に送付するを要するものと決
て……右の陳情は議院の會議に付し、
本年十二月三十一日を限りその効力を
に關する法律の規定によりまして、

著しい營業につきまして、その施設の
基準を定めることと、この基準と合致
令)は何れも昭和二十二年法律第七十
二号(日本國憲法施行の際現に効力を

第三に、業務に關する規定としまし
て、これらの者は、外科手術、藥品の

授與、指示等の行爲をしてはならない
ことを規定し、又あん摩師及び柔道整
復師について、一定の業務上の制限を
附してあります。又業務に關する廣告
についても一定の制限を附してありま
す。尙都道府縣知事は衛生上の必要に
基いて業務に關する必要な指示をなし
又施術者から必要な報告を提出させ、
その他当該吏員に施術所の検査をさせ
る等の措置をなし得ることとし、その
業務の監督指導に遺憾なきを期してお
ります。

第四に、あん摩、はり、きゆうり等と
異り従來中央の法令においては、それ
自体として正式にとりあげられること
なく或は國民医療法により取締り或は
都道府縣令に基いて、届出制度等によ
り適宜取締りを行つておりました。い
わゆる医療類似行爲乃至療術行爲は医
療衛生上種々の弊害も考えられますの
みならず存置の根拠も乏しいと考えら
れますので今後新規には一切認められ
ないこととし、これを業として行ふこ
とはできないこととしたのであり
ます。

第五に、關係業者、醫師、半識経験
者から成る諮問委員会を中央、地方に
設けまして、学校養成施設の認定その
他業務上の指導監督につきまして、こ
れを民主的に運営し、その適切妥當を
期するため重要な事項を調査審議させ
ることとしたしております。

以上が本法案の骨子であります。尙
從來これらの業務を行なつておりま
した者の既得権とでも申すべきものを
保護する等のための経過的措置としま
して、從來の規則によつて免許を得た
者については、そのままこれを認め又
免許を得る資格があつた者又は外地に

おいてこれらの業務を行なつていた者
であつて内地に引揚げた者等の免許に
對しては、それら一定の例外的措置
をなすこととしてあります。尙從來一
定期間以上いわけの医療類似行爲を業
としていた者であつて、本法施行後必
要な届出をした者は本法施行後も一定
期間内は、その業務を行ひ得ることと
し、これに對しては業務及び廣告の制
限並びに衛生上の指示検査等の監督指
導、その他業務の停止禁止等の処置を
なし得ることとしてあります。何卒御
審議の上可決せられるよう希望いたし
ます。

○委員長(塚本重藏君) これより兩案
に對する質疑を行います。速記を止め
て……では本日は此の程度にて散會
いたします。

〔速記中止〕
○委員長(塚本重藏君) 速記を始め
て……では本日は此の程度にて散會
いたします。

午後零時五十五分散會
出席者は左の通り。
委員長 塚本 重藏君
理事 谷口 彌三郎君
委員 内村 清次君
河崎 ナツ君
中平 常太郎君
三木 治朗君
安達 良助君
小林 勝馬君
藤森 眞治君
井上 なつる君
小杉 イチ君
波多野 林一君
服部 教一君
堀井 伊介君
山下 義信君
米倉 龍也君

國務大臣 一松 定吉君
厚生大臣 今井 一男君
政府委員 (給與局長) 三木 行治君
(厚生事務官) 大山 正君
(社会局福利局長) 久下 勝次君
(厚生技官) 久下 勝次君
(医務局長) 久下 勝次君

十二月二日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。
一、食品衛生法案(予第百十九号)
食品衛生法案
食品衛生法目次

第一章 總則
第二章 食品及び添加物
第三章 器具及び容器包装
第四章 標示
第五章 検査
第六章 営業
第七章 食品衛生委員会
第八章 雜則
第九章 罰則
附則
食品衛生法

第一章 總則
第一條 この法律は、飲食に起因す
る衛生上の危害の発生を防止し、
公衆衛生の向上及び増進に寄與す
ることを目的とする。

第二章 この法律で食品とは、すべ
ての飲食物をいう。但し、医薬と
して攝取するものは、これを含ま
ない。

この法律で添加物とは、食品の
調味、着色、着香、保存、漂白又は

膨脹その他食品の加工の目的で、
食品に添加、混和、浸潤その他の
方法によつて使用する物をいう。

この法律で器具とは、飲食器、
割ぼう具その他食品又は添加物の
採取、製造、加工、調理、貯蔵、
運搬、陳列、授受又は購取の用に
供され、且つ、食品又は添加物に
直接接觸する機械、器具その他の
物をいう。但し、農業及び水産業
における食品の採取の用に供され
る機械、器具その他の物は、これ
を含まない。

この法律で容器包装とは、食品
又は添加物を容れ、又は包んでい
る物で、食品又は添加物を授受す
る場合そのまま引き渡すものを
いう。

この法律で標示とは、食品、添
加物、器具又は容器包装に明示さ
れた文字又は図形をいう。

この法律で食品衛生とは、食品、
添加物、器具及び容器包装を對象
とする飲食に關する衛生をいう。

この法律で営業とは、業として、
食品若しくは添加物を採取し、製
造し、加工し、調理し、貯蔵し、
若しくは販賣すること又は器具若
しくは容器包装を製造し、若しく
は販賣することをいう。但し、農
業及び水産業における食品の採取
業は、これを含まない。

この法律で業者とは、営業を
営む人又は法人をいう。

第二章 食品及び添加物
第三條 販賣(不特定又は多数の者
に對する販賣以外の授與を含む。
以下同じ)の用に供する食品又は
添加物の採取、製造、加工、使用、

貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清
潔で衛生的に行われなければならない
ない。

第四條 左に掲げる食品又は添加物
は、これを販賣し(不特定又は多
数の者に授與する販賣以外の場合
を含む。以下同じ)、又は販賣の
用に供するために、採取し、製造
し、加工し、使用し、調理し、貯
蔵し、若しくは陳列してはなら
ない。

一 腐敗し、若しくは変敗したも
の又は未熟であるもの。但し、
一般に人の健康を害する虞がなく
飲食に適すると認められていた
ものは、この限りでない。

二 有毒な、又は有害な物質が含
まれ、又は附着しているもの。
但し、人の健康を害する虞がない
場合として厚生大臣が定める場
合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、
又はその疑があり、人の健康を
害する虞があるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加物
の他の事由により人の健康を害
する虞があるもの。

第五條 省令を以て定める疾病にか
かり、若しくはその疑があり、又
はへい死した獣畜(牛、馬、豚、
めん羊及び山羊並びに命令を以て
定めるその他の物をいう)の肉、
骨、乳、臓器及び血液は、これを
食品として販賣し、又は食品とし
て販賣の用に供するために、採取
し、加工し、使用し、調理し、貯
蔵し、若しくは陳列してはなら
ない。但し、へい死した獣畜の肉、骨
及び臓器であつて、当該吏員が、

人の健康を害する虞がなく飲食に適すと認められたものは、この限りでない。

第六條 人の健康を害する虞のない場合として厚生大臣が定める場合を除いては、食品の添加物として用いることを目的とする化学的合成品並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販賣し、又は販賣の用に供するために、製造し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第七條 厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販賣の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販賣し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販賣してはならない。

第三章 器具及び容器包装
第八條 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならぬ。
第九條 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着して人の健康を害する虞がある器具若しくは容器包装又は食器若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響

を興えることにより人の健康を害する虞がある器具若しくは容器包装は、これを販賣し、販賣の用に供するために製造し、又は営業上使用してはならない。

第十條 厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販賣し、販賣の用に供するために製造し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

第四章 標示
第十一條 販賣の用に供する食器及び添加物並びに前條の規定により規格又は基準が定められた器具及び容器包装で、公衆衛生の見地から必要なものには、一定の標示をしなければならぬ。
前項の規定により標示を行うべき食品、添加物、器具及び容器包装並びに標示の要領に關しては、省令でこれを定める。

第十二條 食品、添加物、器具又は容器包装に關しては、公衆衛生に危害を及ぼす虞がある虚偽の標示その他の標示は、これを行つてはならない。
第十三條 販賣の用に供する食品又は添加物につき、乳幼児用、病者用

その他特別の用途に適する旨の標示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第十四條 厚生大臣又は都道府縣知事は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の製品につき必要な検査を行うことができる。

前項の規定による製品検査を行うべき食品、添加物、器具及び容器包装、製品検査の方法、手続及び手数料その他製品検査に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十五條 前條第一項の規定による製品検査を行った場合において、省令の定めるところにより、その製品検査に合格した食品、添加物、器具又は容器包装にその旨の標示をしなければならぬ。
第十六條 第十四條第一項の規定による製品検査を受けるべき食品、添加物、器具又は容器包装は、その製品検査に合格した旨の標示がなければ、これを販賣し、販賣の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

第十七條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販賣の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販賣の用に供し、若しくは営業上使用

する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で收去させることができる。

第十八條 國及び都道府縣は、第十四條第一項の規定による製品検査及び前條第一項の規定により收去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に關する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

食品衛生検査施設に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十九條 第十七條第一項に規定する当該官吏員の職權及び食品衛生に關する指導の職務を行わせるために、國及び都道府縣に食品衛生監視員を置く。
食品衛生監視員は、官吏又は都道府縣の官吏の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを命ずる。

食品衛生監視員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
食品衛生監視員を退職した後においても、同様とする。
前三項に定めるものの外、食品衛生監視員の定員及び資格その他食品衛生監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。
都道府縣知事は、前項の許可に條件を附けることができる。

第二十一條 前條に規定する営業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

前項の場合において、都道府縣知事は、その営業の施設が前條の規定による基準に合ふと認めるときは、許可をしなければならぬ。
都道府縣知事は、第一項の許可に二年を下らない有効期間その他必要な條件を附けることができる。

第二十二條 都道府縣知事は、営業者が第四條乃至第六條、第七條第二項、第九條、第十條第二項又は第十二條の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、その他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じ、又は前條第一項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第二十三條 都道府縣知事は、営業者が第十一條第一項、第十三條若しくは第十六條の規定又は第二十一條第三項の規定による條件に違反した場合においては、同條第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第二十四條 都道府縣知事は、営業

食品衛生委員会に、委員の互選

しくは容器包装に起因して中毒し

において継続的に不特定又は多数

合を含む。の規定による基準

物に接触してこれらに有害な影響

は添加物につき乳幼児用、病者用

の用に供し、若しくは営業上使用

の指定するものの施設につき業

できる。

第二十四條 都道府縣知事は、營業者がその營業の施設につき第二十条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第二十一條第一項の許可を取り消し若しくはその營業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができ、

第七章 食品衛生委員会

第二十五條 厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じ、食品衛生及び食品衛生に関する行政に關し調査審議を爲すため、食品衛生委員会を置く。

食品衛生委員会は、中央食品衛生委員会及び地方食品衛生委員会とし、中央食品衛生委員会は厚生省に、地方食品衛生委員会は都道府縣ごとに、これを置く。

中央食品衛生委員会は、厚生大臣、地方食品衛生委員会は、都道府縣知事の監督に属する。

中央食品衛生委員会は、委員五十人以内で、地方食品衛生委員会は、委員三十人以内でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、食品衛生委員会に臨時委員を置くことができる。

中央食品衛生委員会又は地方食品衛生委員会の委員及び臨時委員は、閣議行政廳の官吏又は吏員、食品、添加物、器具又は容器包装に關する事業に従事する者及び半識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、夫々これを命ずる。

食品衛生委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

食品衛生委員会の委員及び臨時委員は、予算に定める金額の範圍内において、手当及び旅費を受けるとする。

前八項に定めるものの外、食品衛生委員会に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第八章 雜則

第二十六條 國庫は、政令の定めるところにより、左に掲げる都道府縣の費用に対してその二分の一を補助する。

一 第十七條第一項(第二十九條第一項及び第二項)において準用する場合を含むのの規定による除去に要する費用

二 第十九條第一項(第二十九條第一項及び第二項)において準用する場合を含むのの規定による食品衛生監視員の設置に要する費用

三 第二十一條第一項(第二十九條第一項)において準用する場合を含むのの規定による營業の許可に要する費用

四 第二十二條(第二十九條第一項及び第二項)において準用する場合を含むのの規定による廢棄に要する費用

五 第二十八條第一項又は第二項(第二十九條第一項)において準用する場合を含むのの規定による死体の解剖に要する費用

六 この法律の施行に關する訴訟事件に要する費用及びその結果支拂う賠償の費用

第二十七條 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑のある者を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄の保健所長にその旨を届け出なければならぬ。

第二十八條 都道府縣知事は、原因調査に必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に附することができ、

前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼす虞があると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

前二項の規定は、刑事訴訟に關する規定による強制の処分を妨げない。

第一項又は第二項の規定により死体を解剖する場合においては、礼意を失わぬように注意しなければならない。

第二十九條 第四條、第六條、第七條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第二十五條、第二十七條及び前條の規定は、乳幼児が接触することによりその健康を害する虞があるものとして厚生大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。

第八條乃至第十條、第十六條乃至第二十條及び第二十二條乃至第二十四條の規定は、營業以外の場合で寄宿舎、学校、病院等の施設

において継続的に不特定又は多数の者に食品を供與する場合に、これを準用する。

第九章 罰則

第三十條 第四條(第二十九條第一項)において準用する場合を含むの、第五條又は第六條(第二十九條第一項)において準用する場合を含むのの規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができ、

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項(第二十九條第一項)において準用する場合を含むの、第九條(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、第十條第二項(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、第十二條(第二十九條第一項)において準用する場合を含むの、第十六條(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、第十九條第一項及び第二項において準用する場合を含むの、第二十一條第一項(第二十九條第一項)において準用する場合を含むの、

第二十二條(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、第二十九條第一項(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、以下同じの、規定による当該官吏の臨検検査又は除去を拒み、妨げ、又は隠蔽した者

第三十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行爲を

合を含むのの規定による基準又は第二十一條第三項(第二十九條第一項)において準用する場合を含むのの規定による條件に違反した者

三 第二十二條(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、以下同じの、若しくは第二十四條(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、以下同じの、規定による都道府縣知事の命令に從わぬ營業者(同項に規定する食品を供與する者を含む)又は第二十二條、第二十三條(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、若しくは第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含むの、若しくは第二十四條(第二十九條第一項)及び第二項において準用する場合を含むの、若しくは第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含むの、若しくは第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含むの、

合を含むのの規定による基準又は第二十一條第三項(第二十九條第一項)において準用する場合を含むのの規定による條件に違反した者

したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金を科する。

第三十四條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十五條 左に掲げる法令は、これを廃止する。
飲食物その他の物品取締に関する法律（明治三十三年法律第十五号）

飲食物その他の物品取締に関する法律及び有毒飲食物取締令の施行に関する件（昭和二十二年厚生省令第十号）

飲食物営業取締規則（昭和二十二年厚生省令第十五号）
牛乳営業取締規則（昭和八年内務省令第三十七号）
清涼飲料水営業取締規則（明治三十三年内務省令第三十号）
氷雪営業取締規則（明治三十三年内務省令第三十七号）
人工甘味質取締規則（明治三十四年内務省令第三十一号）

メチルアルコール（木精）取締規則（明治四十五年内務省令第八号）
有害性著色料取締規則（明治三十三年内務省令第十七号）
飲食物防汚制、漂白剤取締規則（昭和三年内務省令第二十二号）
飲食物器具取締規則（明治三十三年内務省令第五十号）

第三十六條 この法律施行の際現に旧法に基いて発せられた命令の規定による営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者は、当該営業

が第二十一條第一項の規定により許可を必要とする営業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。

十二月三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案（予備第二十二号）
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案
第一條 医師以外の者で、あん摩（マッサージを含む。以下同じ）、はり、きゆう又は柔道整復を業としようとする者は、夫とあん摩師免許、はり師免許、きゆう師免許又は柔道整復師免許（以下免許という）を受けなければならない。

第二條 免許は、公に認定された学校又は養成施設を卒業した者であつて、都道府県知事の行う試験に合格した者に対して、都道府県知事が、これを與える。
前項の学校又は養成施設に入學し、又は入所することができる者は、学校教育法第四十七條に規定する者とする。

第一項の学校又は養成施設における教科目の中には、解剖学、生理学、病理学及び衛生学を含むものとし、その修業年数は、あん摩については、二年以上、はり、きゆう及び柔道整復については、四年以上とする。

第三條 左の各号の一に該当する者に対しては、免許を與えない。
一 精神病にかかつている者

二 傳染性の疾病にかかつている者であつて、第十條に規定する業務を行うに適しない者

三 第一條に規定する業務に關し犯罪又は不正の行爲があつた者であつて、第一條に規定する業務を行うに適しない者

四 素行が著しく不良である者であつて、第一條に規定する業務を行うに適しない者

第四條 あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下施術者という）は、外科手術を行い、又は薬品を投與し、若しくはその指示をする等の行爲をしてはならない。

第五條 あん摩師及び柔道整復師は、医師の同意を得た場合の外、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。但し、柔道整復師が、應急の手段をする場合は、この限りでない。

第六條 はり師は、はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならない。

第七條 あん摩業、はり業、きゆう業又は柔道整復業に關しては、何人も、その技能、施術方法又は経歴に關する廣告をしてはならない。
第八條 都道府県知事は、衛生上害を生ずる虞があると認めるときは、施術者に対し、その業務に關して必要な指示をすることができ

第九條 施術者が、第三條各号の一に掲げる者に該当するときは、都道府県知事は、期間を定めてその業務を停止し、又はその免許を取り消す。

第十條 都道府県知事は、施術者から必要な報告を提出させ、又は当該吏員にその施術所に臨検し、その清潔保持若しくは規格に關して検査をさせることができる。

前項の規定によつて臨検検査をする当該吏員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十一條 この法律に規定するもの外、免許、試験科目、受験手続その他試験に關する事項及び施術所の清潔保持又は規格に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

都道府県知事は、施術者が前項の規定に基く省令の規定に違反し、又は衛生上有害であると認めるときは、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改造を命ずることができ

第十二條 何人も、第一條に掲げるものを除く外、医薬類似行爲を業としてはならない。
第十三條 厚生大臣又は都道府県知事の諮問に應じて第二條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験、第八條第一項に規定する指示又は第十一條第二項に規定する処分に關する重要事項を調査審議させるために、厚生省及び都道府県に、施術者、医師及び学識経験のある者の中から命ぜられた者で組織されるあん摩、はり、き

ゆう、柔道整復営業諮問委員会を置く。
委員会は、厚生大臣又は都道府県知事に協力しなければならない。

委員会は、会長一人及び委員十人以内でこれを組織し、会長及び委員は厚生大臣又は都道府県知事によつて命ぜられ、且つ、無報酬とする。

前三項に定めるものの外、委員会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第一條の規定に違反してあん摩、はり、きゆう又は柔道整復を業とした者
二 第五條乃至第七條若しくは第十二條の規定又は第八條第一項の規定による指示に違反した者
三 第九條第二項の規定による業務停止中の施術者であつて、その業務をした者
四 第十條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
五 第十一條第一項の規定に基いて命ぜられた免許若しくは施術所の清潔保持若しくは規格に關する省令又は同條第二項の規定による処分違反した者

第十五條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十六條 明治四十四年内務省令第

営業を営んでいる者は、当該営業

一 精神病にかかつている者

べることが出来る。

者で組織されるあん摩、はり、き

第十六條 明治四十四年内務省令第

十号按摩術営業取締規則、明治四十四年内務省令第十一号鍼術灸術営業取締規則、昭和二十一年厚生省令第四十七号柔道整復術営業取締規則又は昭和二十一年厚生省令第二十八号(按摩術営業取締規則、鍼術灸術営業取締規則及び柔道整復術営業取締規則の特例に関する省令)によつてした営業の免許又は停止の処分は、夫々この法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第十七條 都道府縣知事は、前條に掲げる省令の規定によつて免許證札を受ける資格のある者であつて、やむを得ない理由により、この法律施行の日まで免許を受けることができなかった者に対しては、第二條の規定にかかわらず、なお、昭和二十三年六月三十日まで、夫々その免許を與えることができる。

第十八條 都道府縣知事は、内地以外の地で、その他の法令によつて、あん摩術、はり術、きゆう術又は柔道整復術の免許證札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内地に引き揚げた者に対しては、第二條の規定にかかわらず、なお、昭和二十三年十二月三十一日まで、その履歴を審査して、夫々その免許を與えることができる。

第十九條 この法律公布の際、引き続き三箇月以上第一條に掲げるものを除く外、医業類似行爲を業としてゐる者であつて、この法律施行の日から三箇月以内に省令の定める事項につき都道府縣知事の届

け出た者は、第十二條の規定にかかわらず、なお、昭和三十年十二月一日までは、当該医業類似行爲を業とすることができる。

第四條、第七條、第八條、第十條及び第十一條の規定は、前項に規定する者にこれを準用する。

都道府縣知事は、衛生上特に害があると認めるとき、又は第一項に規定する者が第三條各号の一に掲げる者に相当するときは、期間を定めてその業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止することができる。

第二十條 第十三條に規定する委員会は、厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて前條第三項に規定する業務の禁止に関する重要事項を調査審議することができる。

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十九條第二項において準用する第七條の規定又は第十九條第二項において準用する第八條第一項の規定による指示に違反した者
- 二 第十九條第三項の規定による業務停止中の者又は同項の規定による禁止処分を受けた者であつて、その業務をした者
- 三 第十九條第二項において準用する第十條第一項の規定による報告を怠り若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第十九條第二項において準用する第十一條第一項の規定に基いて発せられた施術所の清潔保

持若しくは規格に関する省令又は同條第二項の規定による処分に違反した者

第七部 厚生委員会會議錄第三十号 昭和二十二年十二月四日【參照】

昭和二十三年五月十日印刷

昭和二十三年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

第七部

(六二二)